

2016年度 公益財団法人 摘水軒記念文化振興財団助成事業 募集要項

1.目的

この芸術文化活動助成事業は、柏市内において芸術文化の振興を図るとともに新しい地域文化創造の先導役として、自主的な芸術文化活動をする団体に対して費用の一部を助成するものである。

2.助成対象

助成の対象は以下の項目に該当するものとする。

- 柏駅周辺においてアートラインかしわ2016の事業として実施する美術、音楽、舞台芸術等であること。
- 独創的、先導的に優れた意義を有するとともに、柏市民のシビックプライド高揚のための一助となるもの。
- 活動の成果を広く、できるだけ多くの市民に公表する芸術文化活動であること。
- 助成事業の対象となる事業期間は、2016年10月1日（土）～11月3日（木・祝）。

3.助成対象外

次の各項に該当する事業については助成しない。

- 営利を目的とする事業
- 特定の政治団体、宗教団体または営利団体の宣伝を目的とする事業
- 過去において助成された同一事業とみなされる事業

4.助成総額

助成金額は、提出された事業計画を元に内容を精査し助成金を決定するものとする。なお、助成金の総額が200万円である。

5.助成事業の申請

助成事業申請は、所定の書式により申込むものとする。

申し込みの締切りは、2016年5月末日必着とする。

6.助成の決定

申請事業への助成可否については当財団が指名する選考委員会において6月上旬に一次審査通過者を決定、以降に面談を経て最終決定とする。

7.報告の義務

この助成事業の採択された団体は事業終了後出来るだけ速やかに所定の形式による報告書と事業の状況が判る写真数点の提出を義務とする。

8.表示の義務

この助成を受ける団体、個人は、その作成するホームページ、ポスター、チラシ、パンフレット、入場券等のすべての印刷物に「アートラインかしわ2016」及び「公益財団法人 摘水軒 記念文化振興財団助成事業」である旨の表示をすることを助成の条件とする。

9.助成の対象となる経費

提案した活動を行うために必要な経費（消耗品、旅費交通費、通信運搬費等）。備品等の財産の取得に関わる経費、パーティ代、飲食費は原則として認められない。なお、謝礼及びアーティストフィーも助成対象とする。

10.助成事業の変更または中止

交付決定団体は助成対象活動を変更もしくは中止しようとするときはその理由を付した書面により報告し当財団の指示を受けなければならない。また、変更、中止の結果、過払いが生じたときは交付団体にその金額を返還させるものとする。

附則

この要綱は、2016年4月1日から施行する。